

※袋井市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.14を乗じた金額が料金となっています。なお自己負担は1割又は2.3割負担となります。1ヶ月の合計で計算した場合、少数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合がございます。

看取り介護加算Ⅰ：医師が終末期にあると判断した場合、本人またはご家族等の同意の上、看取り介護を行った場合（死亡前45日を限定として死亡月に加算されます）

看取り介護加算内容	料金
死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日
死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日
死亡日の前日及び前々日	680単位/日
死亡日	1,280単位/日

◇当事業者の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）は事業者利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

対象者	区分	居住費（日額）	食費（日額）
市町民税 非課税世帯 全員が	高齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	820円 300円
	課税収入額と合計所得金額の 合計が79万円以下の方等	利用者負担 第2段階	820円 390円
	課税収入額と合計所得金額の 合計が80万円以上120万円 以下の方等	利用者負担 第3段階（1）	1,310円 650円
	課税年金収入額の合計が 120万円を超える方	利用者負担 第3段階（2）	1,310円 1,360円
上記以外の方	利用者負担 第4段階	2,006円 1,445円	

居住費と食費に係わる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。なお、負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象認定証の提示がない場合は、第4段階として取り扱いをさせていただきます。

※買物・理美容・日用生活用品・医療費等の個人使用に関するものは別途料金となります。
介護保険の基準外利用料金

料金の種類	金額
特別な食事の費用	（ご利用者の希望によります） 実費
立替金等事務管理サービス	35円/日
理髪・美容	（ご利用者の希望によります） 2,000円/回
日用生活用品	日常生活品費申込書に基づき最高110円/日 他実費
レクリエーション・クラブ活動費	（ご利用者の希望によります） 材料費実費